

第5回自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会 議事概要

日時 令和6年9月19日(木) 16:00~18:00

場所 中央合同庁舎3号館8階物流・自動車局第一・第二会議室

出席者

【有識者】

大聖 座長

梅林 委員

山下 委員

【国土交通省物流・自動車局】

鶴田 局長

久保田 次長

大辻 総務課長

猪股 技術・環境政策課長

杉崎 車両基準・国際課長

小磯 審査・リコール課長

【独立行政法人自動車技術総合機構】

松田 交通安全環境研究所長

鈴木 交通安全環境研究所 自動車認証審査部長

(オブザーバー) 経済産業省製造産業局自動車課 伊藤課長

- これまでの検討会における委員からの意見を踏まえ、再発防止策案及び関連する主な論点について事務局より説明されたのち、意見交換が行われた。委員から出された主な意見は以下の通り。
 - 自動車メーカー等が内部統制強化の対策としてコンプライアンス遵守を会社の方針の主要項目の一つとして明示し、それを社内に浸透させるよう、国として求めるべきである。
 - 社内の責任者を明確にし、組織体制等を整備するよう促すことが大切であり、それによって法令違反が行われた場合の責任が明確になるようにすべきである。
 - 社外の第三者が自動車メーカー等に対するチェックを行う場合、当該第三者に求められる要件に関して引き続き議論が必要である。また、当該第三者によるチェックの結果を活用し、国による監視等を合理的・効果的に行う方策について検討することも重要である。
 - 自動車の型式指定後における保安基準適合性等に係る監視を行うことで、不正に対する抑止効果が期待できる。その際、当該監視を全て国の負担で行うのではなく、自動車メーカー等の人員や施設も活用する等、合理的なものになるように留意すべきである。
 - 不正事案発生時の現行制度における措置の内容、それによる経済的損失や社会的信用の失墜による抑止効果等を踏まえて、再発防止策としての新たな懲罰的措置の導入について検討することが必要である。
 - 自動車技術の進展などの変化に伴い、規制に係るコストが増加する傾向にある中、関係業界とも連携を図りつつ、型式指定に関する国の手続きについては軽重をつけて対応することが必要になる。
 - 本検討会では、関係業界が自ら考える不正防止のための対策案も踏まえつつ、総合的に検討を進めるべきである。
- 次回の検討会は、本日の議論を踏まえて、本検討会のとりまとめ案について議論されることとなった。

以上